

令和8年(2026年)7月から

認可地縁団体の証明書発行手数料を改定します

料 金 改 定 内 容

令和8年(2026年)7月1日利用分から、新料金の適用となります。

認可地縁団体に関する証明

手数料の内容	現行料金	改定後料金
告示事項証明書交付手数料	200円	300円
認可地縁団体印鑑証明書交付手数料		

- 「告示事項証明書」とは、認可地縁団体としての名称、代表者、所在地等の告示事項を証明する書類です。
- 「認可地縁団体印鑑証明書」とは、認可地縁団体の代表者を表示する印が八王子市に登録されていることを証明する書類です。

改定の背景とポイント

物価高騰による コスト増



- ✓ 行政サービスの運営には人件費やシステム経費などのコストがかかります。
- ✓ 物価高騰の影響でコストが増加し、将来にわたる安定運営に支障が出かねない状況です。

負担の公平性の 確保



- ✓ 行政サービスは利用者が負担する「手数料」と、利用しない人を含む皆さまの「税金」で成り立っています。
- ✓ 料金改定により、この負担のバランスを是正します。

持続可能な 行政サービスの提供



- ✓ 今回の改定は、行政サービスを長く使いやすく保つための見直しです。
- ✓ おおむね5年ごとに点検し、常に、時代に合った適正な料金であるように努めます。

料金改定の対象施設や料金改定の考え方など、詳しくは市のホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



<お問い合わせ先>

- 認可地縁団体とその証明に関すること:協働推進課(Tel 620-7401)
- その他料金改定全体に関すること:経営改革課(Tel 620-7423)

